

スイスの年金制度

亞細亞大学経済学部 藤田至孝

要旨 スイスは世界の中でもっとも高齢化のすんだ国の一である。

しかし、国民負担率は他の北・西ヨーロッパ諸国と比べて相当低く、失業率は0.8パーセント台にあり、数少ない「活力ある高齢化社会」として注目される。

その秘密の一つは、連帶と自助を重んずる分権的社会保障制度にあるだろう。

年金制度は、保険料徴収対象賃金所得は青天井とする一方、年金給付の上限は最低保障給付額の2倍に抑え、年金に垂直的所得再配分の機能を、他の国に比べて、より強く發揮させている。

また、法により企業年金をすべての被用者に強制的に適用させている。公的年金に平等の機能をより強く持たせる一方、他方で強制企業年金により所得比例の機能の強化をも図っている。スイスの年金制度は、ベバリッジ型、ビスマルク型の両方の特色を備えた第3の型と評価される。

スイスは憲法によって3階建所得保障の道を歩んでいる。また、年金制度、とくに障害年金は連邦、カントン（県）、コミューン（市町村）、私的福祉団体などによる総合的福祉施策制度の一環として運営されている。連邦制度、国民投票など、スイスの年金制度の改革には長い時間を要するが、late comerの立場を利用して、すぐれた改革をすすめ、年金財政は健全で、1986年には保険料率は引き下げられた。

1 はじめに

スイスはヨーロッパの中でもっとも高齢化の進んだ国である。65歳以上人口の総人口に占める割合は、1980年現在15.2パーセントであり、スウェーデンの16.2パーセント、オーストリアの15.5パーセントに次いで高い。それにもかかわらず、1980年現在、GDPに対する社会保障支出の比率は14.9パーセント、国民負担率は45パーセントにとどまる。他の北・西欧諸国と比べ国民負担率は10ポイント内外低い¹⁾。

経済パフォーマンスのすぐれていることも注

目される。1980—85年の年平均経済成長率は2.5パーセント、インフレ率は2パーセント、国際収支はほぼバランスを保ち、為替レートは安定している。失業率は1987年現在0.8パーセントで、スウェーデン1.9パーセント、日本2.8パーセント、アメリカ6.1パーセント、西ドイツ7.9パーセント、イギリス・フランス・イタリアの10パーセント強と比べて信じられない程低い。一人当たりGNPは、1985年現在、16,370ドルで、それはアメリカとならんで世界のトップクラスに位置する（日本の同年のその数値は11,300ドル）²⁾。

スイスは、日本が21世紀頃に到達するものと

予想される高齢化率の中にすでにいる。また、スイスはスウェーデンとならんで今日の世界におけるもっともすすんだ福祉国家の一つとして知られる。それにもかかわらず、いま述べた数値によっても想像されるように、「活力を維持しつつある」高齢化社会の数少ない例として、“The Swiss way of welfare”として世界の関心を集めている³⁾。

スイスは人口660万人（1987年現在）の小国であり、わが国とはおかれた環境条件は異なるであろう。しかし、本稿で分析の対象とした年金制度についてみると、保険料徴収対象賃金所得に上限を設けない一方で、年金給付額上限と下限の幅を2倍に制限することによって年金に垂直的所得再配分の機能をより發揮させるよう設計されていること、タバコ、蒸留酒に対する課税の連邦政府収入分が国庫からの補助として公的年金給付財源とされること、企業年金を法により強制することによって国とならんで使用者・労働者の所得保障における自己責任分担を明確にしていること、保険料率が1986年から0.2パーセントポイント（9.6パーセント→9.4パーセント）引き下げられたこと、等々われわれにとって新鮮な興味を抱かせるいくつかの特徴を備えている。

2 スイス年金制度の特徴

各国の年金制度は、基本的には各国の置かれたそれぞれの歴史的な社会的、経済的、政治的、その他もろもろの環境の所産であろう。

スイスは26のカントン（州）よりなる連邦国家である。それぞれのカントンは強い自治権を持つ。社会保障の分野においても、各カントンは

それぞれの社会保険関係法を持ち、執行している⁴⁾。また、伝統的に職域（企業および労働組合）、地域における共済制度が発達している。自助の努力が歴史的に奨励され、それを具体化するものとして民間の私的保険制度がよく発達している。他方では、スイス憲法は、国家はすべての国民に対し、個性の発展と自由の享受の基礎として、いかなる場合にも必要な最低限の生活を平等に保障すべきことを宣言している。その具体的な実現と推進のために、社会保険関係の連邦法やその改正法が議会に提出され、国民投票に付されてきた。

法の立法の可否やその主たる内容の決定を国民投票により行う直接民主主義方式もスイスの公的年金制度にいろいろな影響を与えてきたであろう。文献をフォローしてまず気づくことは、立法の提案からその施行までには長時間を要することである。例えば、連邦政府による老齢・遺族保険制度（AVS）が、最初に提案（1925年）されてから実際に実施（1948年）されるまでに23年余、障害保険制度（AI）は同じく5年余をそれぞれ要した。その経緯は次の通りである⁵⁾。

老齢・遺族保険制度（AVS）

1925年12月6日 国民と州議会は連邦憲法の第34条、すなわち、老齢・遺族・障害保険に関する立法権を国に与える条文に同意を示した。

連邦憲法第34条原文は次の通り。

「連邦は立法により老齢・遺族保険（AVS）を規定することができる。連邦はも

	っと遅い時期に障害保険(AI)を導入することができる。	1946年5月2日 連邦政府は同報告書にもとづき AVSに関する連邦立法の草案を作成、連邦議会に提出した。
	連邦はこれらの社会保障の領域を、一般的に、または特定の国民階層のために義務的に定めることができる。	1946年12月20日 同法案は連邦議会で可決された。
	施行は州の協力のもとに行われる。公的保険金庫と民間保険金庫が共に関与することができる。	1947年7月6日 同法案は国民投票に付され、賛成 862,036、反対 215,496の大差で可決された。
	老齢・遺族保険は同時に施行されなければならない。連邦と州の財政上の負担を合わせて保険の必要総経費の 1/2 をこえてはならない。	1948年1月1日 AVS 制度が施行された。
	1926年1月1日より政府は、タバコの収税総額に相当する額の補助金を、老齢・遺族保険に支払っている。	障害保険制度 (AI)
	蒸留酒に対する課税による純益のうち連邦政府の部分は、今後、老齢・遺族保険のために支出される。」	1955年9月13日 AVS 法の定めにしたがい、連邦政府は AI 制度専門家委員会を設置した。
1931年6月17日	スイス連邦議会は憲法の条文に関する施行規則を議決した。	1956年11月30日 同専門委員会は報告書を提出した。
1931年12月6日	同施行規則を国民投票に付したが否決された。	1958年10月24日 同報告書にもとづき、政府は AI 制度に関する連邦法案を作成、連邦議会に提案した。
1944年5月11日	スイス連邦政府は AVS 制度の準備のため専門委員会を設置した。	1959年6月19日 連邦議会は同法案を可決した。国民は同法を承認した（国民投票は行われなかった）。
1945年5月16日	同委員会は報告書を発表した。	1960年1月1日 AI 制度が施行された。
		この立法にいたる経緯が示すように、その着手は早いが実現は他の国に比べておくれている。スイスの公的年金制度は国際的には late comer である。しかし、公的年金制度における先進各国の陥った失敗や問題の経験に学び late comer の有利性を生かしている。例えば、スライド制の実施は1982年まで待たねばならなかつたが、それは半消費者物価半賃金スライドという混合インデクセーションであり、今日ではもっと

も合理的と考えられる制度である。これは一例だが、スイスは時間をかけ、すぐれた点をいくつももつ年金制度をつくりあげたといえよう。

また、直接民主主義によって有権者の賛成を広く得るために、漸進的、段階的で、過去の経験の積み上げによることが必要とされるとともに、各利益団体の意見も広く吸収したものなくてはならない。議会に提出される新法や改正法は、専門家の他、労・使代表、公・私福祉団体の代表、地方公共団体代表、野党代表などとの共同検討の形をとる。良識的で中庸を得たものとなる傾向がある。その際には、過去における経験がよりどころとされ、法案の内容は既存のものをベースとして構築される場合が多い。こうして、スイスの年金制度は、「関連の公的・私的な先行制度が社会制度の一部門として責任を受け持っていた当時の形式および組織を現在においても持ち続け」ており、「一つの統合された制度ではなく、個別の社会制度からなるモザイク的なものである」という特徴を持つ⁶⁾。したがって、スイスの年金制度は複雑であり、その全体を把握することは容易ではない。

例えば、障害保険制度は、所得保障はその機能のほんの一部に過ぎない。その中心は、障害者のための職業リハビリテーション、職業教育、職業指導である。治療、職業教育・訓練費、求職のための旅費、リハビリ期間中の日当手当、家族扶養費などはこの保険制度によって支払われる。これらは、今世紀に入る前から、カントン、コミューン（市町村）、および慈善団体などによって行われてきた長い歴史を持つ。1960年1月1日の障害保険制度AIの実施は、それら既存の障害者に対する各種社会福祉サービスを連邦政府の責任として全国民にユニバ-

サルに保障するとともに、新たに障害者のために連邦政府による年金給付を導入した。障害保険の実施は、連邦、カントン、および私的な組織によって分担されている。また、障害年金給付額の計算は、今日では大半の国においては老齢年金の割増方式をとるが、スイスにおいては老齢年金と同額である。すなわち、単身者老齢年金＝単身者障害年金、夫婦老齢年金＝夫婦障害年金である⁷⁾。しかし、他人の継続的な介護や常時監視を要する障害者には「介助手当」が年金給付とは別に支給される。これも障害年金AI導入以前のカントンによる制度が今度は連邦制度としてそのまま持続されたためである。介助手当は、1985年現在月当たり496スイス・フランであり、それは同年の単身者老齢年金（月額最低690フラン）の約72パーセント、夫婦老齢年金（月額最低1,035フラン）の約48パーセントに当たる。この介助手当を考慮すれば、スイスの障害年金は、老齢年金や遺族年金に比し、今日の世界においては相対的に優遇された扱いを受けていることが分かる⁸⁾。

スイスの年金制度は、老齢・遺族保険法（La Loi sur L'Assurance-Vieillesse et Survivants, AVS）および障害保険法（La Loi sur L'Assurance-Invalidité, AI）と呼ばれることからも分かるように、また、以上の例からも推察されるように、年金および関連福祉サービスがワン・セットとなった総合的な制度として運営されている。例えば、AVSはその事業として、老人や遺族のために、老人ホーム、老人デイ・ケアセンター、老人病院、老人余暇・娯楽センター、母子住宅などの建設と運営、家賃補助、低家賃住宅の建築、年金受給者に対する低利貸付等々の事業を、補助金を出して民間福祉団体に

行わせるか、あるいはカントン、コムーネを通して実施している⁹⁾。

スイスの年金制度の運営実施機構が分権的であることも目立った特徴である。AVS/AI の日常業務の運営は 104 の基金（26 カントン基金、76 職域基金、2 連邦基金）に任せられている。各カントンはそれぞれ一つの基金を持ち、他の行政事務組織とは独立した存在である。これは主として自営業者・家族従業員など非雇用労働者の被保険者を対象とする。職域基金は経営者団体組織に設けられ、民間雇用労働者の被保険者を対象とする。連邦基金は公務員の被保険者を対象とする。104 の基金は全国に 3,000 の代行機関を持つ。その所管業務の内容は、

- (1) 全被保険者の登録
 - (2) 保険料の徴収と個人保険料口座の維持
 - (3) 年金の裁定および支払い
- の三つである。

ジュネーブには連邦政府により中央平衡基金が設けられている。これは、各基金間の勘定を清算し、全被保険者および全年金受給者の中央登録簿を管理し、また、中央平衡準備基金を管理・運用する。各機関において AVS/AI 制度が適正に運営されているか、を指導・監督・調整するため、連邦政府の内務省内に社会保険局が設けられている。また、使用者団体・労働者団体・カントン・連邦政府・被保険者・婦人団体・障害者介護団体・生命保険会社のそれぞれ代表 1 名および 3 人の軍人代表による連邦社会保険審議会が設けられ、連邦議会の諮問により、AVS/AI 法およびその関係法の適用と改正について答申する。他方、カントンレベルにおいては、AI に関する医師、リハビリ専門家、職業教育専門家、法律家、および社会福

祉士の代表それぞれ一人ずつよりなる 5 人 AI 委員会が設置され、AI の実施についての相談と改善についての諮問に応ずる。なお、委員 5 人のうち、少なくもそのうち 1 人は女性であることが法律で求められている¹⁰⁾。

3 憲法による 3 階建の所得保障

世界の年金制度は、これまでベバリッジ型およびビスマルク型の二つに分類されてきたが、新たにスイス型を加えて三つに分ける説ができる¹¹⁾。それほどまでに、近年におけるスイスの年金制度は変革を遂げたことを物語るものである。全国民を同一制度によりカバーし、原則的に従前の所得の大小や被保険者期間の長短とは独立的に年金を給付し、国民全体に平等に最低生活を保障しようとするベバリッジ・プランは、その画一性、刺激の欠如が問題とされるようになっている。その中心的適用国であったイギリスやスウェーデンも所得比例年金部分の導入に踏み切っている。他方、雇用労働者を対象にその従前の賃金所得と被保険者期間の長さに応じて年金を決定しようとするビスマルク方式は、無年金者の出現や年金給付額の格差の大きさが問題となっている。日本のように、国民年金を導入して国民全体をカバーし、基礎年金の導入によって年金給付の平等化を図る、などの動きがでている。ベバリッジ・プランとビスマルク方式はコンバージェンス（収斂）の方向にあり、その一つの型がスイス方式ということができよう。ただし、スイス方式は、所得比例分を法による強制企業年金に任せるのである。

スイス方式は、「連帶型」と呼ばれる。セガルマンによれば、スイス方式は、はじめにもふれ

たように、一方において保険料拠出において上限を設けず、他方において年金給付において下限と上限の差を2倍の幅に抑えることによって、世代間、所得階層間における連帶を強化する。また、非稼得主婦から保険料を徴収せず、年金給付のみを行うこと、また、寿命のより長い女性に対し男性と同じ年金給付を与えることによって、性の間の連帶を強化する。夫婦老齢年金給付額を単身老齢年金給付額の50パーセント高とすることによって独身者と夫婦者との間の連帶を強化する¹²⁾。また、稼得労働に従事しないで所得のない者のうち、資産を有する者からはその資産にもとづく保険料を徴収する。その保険料は、年250~10,000スイス・フランである。資産からの年金保険料徴収は、財産所有者と非所有者との間の連帶を強めるであろう。連帶はベカリッジ・プランの目標とする平等の方向を目指ものであろう。それに対し、ビスマルク型のインセンティブの付与は、企業年金を法制化し、そこでの年金給付を所得比例とし、制度の設計をかなりの程度労使の交渉に任せ弾力化することによってその実現を意図している。スイス憲法は、国のAVS/AIと連邦企業年金法(La Loi Fédérale sur La Prévoyance Professionnelle Vieillesse, Survivants et Invalidité, LPP)による年金の合計は「従前の生活水準を十分に維持するに足る」ものであるべきことを明示している。これは、連邦老齢年金と企業年金を合計したものが従前賃金と接近する点まで、企業年金給付額を労使交渉によって引き上げることを容認したものと受け取れる。LPP法は、企業年金保険料の下限を示すにとどまる。このことは、労使は生産性向上に協力し成功すれば、より高い保険料拠出——より高い年金給付が導

かれることを可能とすることを意味する。ここにも高齢化社会における活力の維持の一つの秘密が存するであろう。

いま説明したこととも関係するが、スイス年金制度の特徴といえば、それは何といっても、憲法によって三階建の所得保障が明言されていることである。

1972年12月3日、スイス国民の所得保障を

- (1) AVS/AI
- (2) 法による強制的企業年金 (LPP)
- (3) 自助 (prévoyance individuelle)

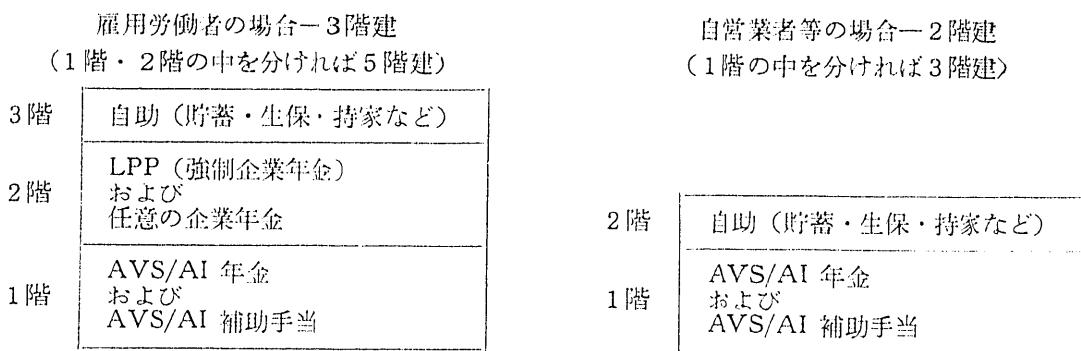
の3階建 (3 piliers) により構成する、との新しい憲法第34条の4が国民投票に付され、賛成1,393,797対反対418,018によって承認された¹³⁾。

スイスは早くから職域において共済年金が発達し、国民投票当時、すでに雇用労働者の約半分が企業の私的退職年金制度に加入していたが、国民投票によって全雇用労働者の法による強制的な企業年金適用が決定したのである。

第1の柱のAVS/AIは全国民を対象に最低限の必要な生活の保障をその機能とし、第2の柱の法的企业年金はいまの第1に付加して就労時と変わらぬ生活を雇用労働者に保障するものである。そして第3の柱の自助は、自営業者、非稼得活動従事者を主として対象とするもので、預金、生命保険、投資、資産形成などを奨励する。雇用労働者もこれらを活用すればなおいっそう退職老後などの生活保障は厚くなる。

スイスの所得保障制度は、第1図のように、雇用労働者の場合は三階建(一階、二階のそれぞれの中の二つを分ければ五階建)、自営業者・非稼得活動従事者などの場合は二階建(一階の中を二つに分ければ三階建)とまとめることができる。

図1 スイスの所得保障制度



4 AVS/AI 制度の概要

スイスの公的年金制度は、すでに述べたように、老齢・遺族保険（AVS）および障害保険（AI）よりなる。年金給付はそれぞれの社会保険が行う総合的福祉給付の一つである。もちろん年金は主要な給付であるがすべてではない。すでに述べたように、年金を補完する種々の補助的福祉給付と福祉サービスがある。また、連邦政府による給付・サービスばかりではなく、AVS/AI、とくにAIはカントン、コムーネおよび多くの慈善・私的福祉団体の援助制度によって補完されていることに留意して以下の給付を見る必要がある。

1986年現在のAVS/AI制度の概要は次の通りである¹⁴⁾。

AVS/AI制度の対象は、適法にスイスに居住するすべての人、および海外でスイスの使用者のために働き賃金を支払われるすべてのスイス国民である。全国民を一本の制度の下にカバーする強制国民保険である。また、外国に居住するスイス国民は、希望すれば任意に、当該外国駐在スイス領事または外交代表を通じ、この保険に加入することができる。

雇用の発生とともに保険料支払いの義務が生じ、そのときをもってAVS/AI保険に加入することとなるが、どんなにおそくとも20歳到達時の翌年1月1日までには保険料を支払いはじめる義務を持つ。

保険料は、被保険者が雇用労働者である場合には給与総額の9.4パーセントであり、被用者および使用者はそれぞれ4.7パーセントずつを折半拠出する。保険料徴収対象賃金には上限は設けられず青天井である。自営業者の場合には¹⁵⁾、（この部分は1985年現在）、保険料率は7.8パーセントである¹⁶⁾。しかし、その年所得が33,000スイス・フランより少い場合には、保険料率は遞減し、最低3.46パーセントまで引下げられる。稼得労働に就いていない者の場合には¹⁷⁾、その者の資産にもとづき、年250スイス・フランから10,000スイス・フランの範囲で定額保険料が徴収される。

保険料拠出は女性62歳、男性65歳で停止する。ただし、雇用労働者または自営業者でその年齢以降も稼得活動に従事する場合はその期間については、保険料を徴収する。

最低1年間保険料を支払った者は、男性は65歳から、女性は62歳から、老齢年金受給権を与えられる。支給年金額は保険料支払いの基礎とさ

第1表 AVS(老齢・遺族保険制度) AI(障害保険制度)
による年金給付(1986年改訂後)

(単位:スイスフラン)

種類	A=100 とした比率	月当たり最低 保障年金額	月当たり上限 年金額
A 単身者老齢年金、単身者障害年金*	100	720	1,440
B 夫婦老齢年金、夫婦障害年金	150	1,080	2,160
C 遺族年金	80	576	1,152
D 孤児年金(片親のみ)**	40	288	576
E 孤児年金(両親なし)**	60	432	864

* 労働能力50%以上喪失者に支給される。介護を必要とする障害者にはこの他に介助手当が支給される(本文参照)。

** 18歳未満の未成年者に支給される。

注:(1)雇用労働者の年金保険料は $\frac{94}{1000}$ で労使折半。自営業者、および所得のない資産所得者に対する保険料は別に定められる(本文参照)。

(2)年金給付額は半物価・半賃金スライド制により原則として2年ごとに調整される。

(3)年金保険料徴収対象の報酬には上限は設けられない。その報酬には給与・賞与・一時金・残業手当・現物給付のすべてが含まれる。

資料:本文の注3のP.73の表を週刊社会保障 No.1433 P.44の「先進諸国の年金制度の概要⑦」の情報にもとづき作成した。

れた平均年所得と保険料拠出期間および単身・夫婦の別の三つによって決定されるが、フル・ベンションの下限と上限は、老齢年金、障害年金、遺族年金、孤児年金、いずれの場合も2倍の幅に制限される。1986年以降のそのフル・ベンションの給付額の一覧は第1表の通りである。

老齢年金と障害年金の額は同一であるが、障害者で介護を必要とする場合には、前に述べたように、介助手当が支給される。

各年金の給付額の最低保障額と上限とが2倍に制限される他、単身者老齢・障害年金を100としてその夫婦年金は150、遺族年金80、片親のある孤児年金40、両親のない孤児年金60と定められている。例えば、夫が死亡した場合、妻は夫の老齢年金の80パーセント相当の遺族年金を、そして扶養する子がいれば1人につき同じく40パーセントの孤児年金が支給される。

老齢年金額は、定額部分と所得比例部分よりなるが、定額部分が大きな比重を占めるよう定

められている。最低保障老齢年金額の80パーセントは定額部分である。保険料徴収対象としての賃金所得には上限は設けられないが、年金給付決定における所得比例部分算定の所得の上限は年52,000スイス・フランと制限されている。なお、夫婦の老齢年金額が単身者の老齢年金額の150相当分支払われるのは、(1)夫婦とともに支給開始年齢に達しているか、もしくは、(2)妻が障害の状態にある場合に限られるので注意を要する。

遺族年金は、死亡した者と5年以上の婚姻期間があり、扶養する子があるか、または45歳以上であることを要件として妻に対して支給される。受給権は再婚によって消滅するほか、62歳に達した際に老齢年金の受給を選択した場合に消滅する。受給要件を満たさない妻に対しては、老齢年金額の1.6倍から4倍の一時金が年齢、婚姻期間に応じて支給される。

障害年金は1年以上の拠出期間と50パーセン

ト以上の稼得能力の喪失を要件として支給される。稼得能力の喪失が3分の2に満たない場合は年金額は半分となる。

年金購買力の調整については1978年の第9次改訂によって決定され、それにもとづき、実際には1982年に第1回の調整が実施された。それは、調整の50パーセントは消費者物価変動率と、そして残りの50パーセントは賃金指数変動率とそれぞれ関係させる混合指数方式をとる。この調整は原則として2年ごとに行われる。ただし、混合指数が単1年に8パーセント以上上昇した場合には毎年でも調整を行うことができる。また、継続する2カ年間に混合指数が5パーセント以下であった場合には調整を見送ることができる。いずれの場合も連邦議会の議決を要する。

AVS/AI の財源は、保険料収入、運用利子、および連邦・カントンの公的負担の三つである。連邦政府の国庫負担は、AVS については、その支出の15パーセントであり、カントンの負担は同じくその5パーセントである。AI については、連邦政府国庫負担はその支出の37.5パーセント、カントンは同じくその12.5パーセントであり、公的負担は合計50パーセントである¹⁹⁾。障害年金は、財政上の扱いは半分は公的扶助として扱われていることが読みとれる。国庫負担の財源はタバコ税や蒸留酒税の連邦取得分であることははじめに述べた通りである。

1978年のAVS 第9次改訂において、女性の老齢年金支給開始年齢を60歳から62歳に引き上げたこと、稼得労働に従事する老齢年金、遺族年金受給者にも保険料支払義務を新たに課したこと、などの改革を行った結果、AVS/AI 財政収支は1980年には第2表のように黒字を記録

表2 AVS/AI の財政収支

制 度	100万スイス・フラン		%
	1979年	1980年	
AVS 収入	9,910	10,895	+9.9
AI 収入	1,968	2,111	+7.3
AVS 支出	10,103	10,725	+6.1
AI 支出	2,025	2,151	+6.3
AVS/AI 収支	-162	+295	
積立残高	9,205	9,335	+1.4

資料：Pierre-Yves Greber, *Droit Suisse de la Sécurité Sociale*, 1982, p.242.

した。そのような背景の中、前述のように1986年には保険料率が9.6パーセントから9.4パーセントに引き下げられたのである。

5 法による強制企業年金(LPP)の実験

すでに述べたように、1972年、国民投票によって企業年金 (La Prévoyance Professionnelle Vieillesse, Survivants et Invalidité, 老齢・遺族・障害職域準備, LPP) を法によってすべての雇用労働者に強制適用することが承認された。それ以来、連邦政府はその法案の準備をすすめ、1975年に連邦議会に提出した。それは7年間の審議の後、1982年6月25日、可決成立了。当初は1985年1月1日実施の予定であったが、1987年まで延期されたと伝えられる²⁰⁾。国民投票による承認から15年を経て、ようやく実施にこぎつけたことは、LPP が対象者、保険料、給付、過去勤務債、債権確保、中央基金等々、いかに複雑で多くの問題を持つか、を示したものであろう。

法案の内容から見た LPP 制度の概要は以下のように要約できる²⁰⁾。

- (1) 現存の企業退職年金 (18,000企業、全雇

用労働者の55パーセントに当たる160万人が加入) 制度に基づくこと。

- (2) 被保険者の既得権を尊重すること。
- (3) 年収が16,560スイス・フランから49,680スイス・フランの被用者をすべて対象とすること。この階層の賃金は「調整賃金」と呼ばれ、法的最低基準であり、企業は被用者に対しよりよい条件を定めてよい。
- (4) 財政は完全積立方式によること。保険料率は年齢により第3表のように定めること。これは年金数理にもとづくものである。支払保険料は課税対象所得から控除される。
- (5) 物価上昇に応じて給付年金額を調整すること。
- (6) 老齢年金、遺族年金、障害年金を給付すること。
- (7) ポータブルでなければならないこと。被用者が転職する場合には、被用者の支払分を含め積立金はすべて新たな企業年金制度へ移動されること。
- (8) 国による特別な支払保障措置が講じられること。年金構造が特に不利である一定の制度に対し補助を行い、制度の破綻に際し、既得権を守るために国の保障基金が設立される。この基金の財源として各企業年金基金からの拠出を求める。
- (9) 可能な限り、各個別企業年金の組織・財政など運営規則は、従業員の利益になる限り、自由と弾力性を尊重されること。
- (10) 個別企業年金は、以上の中、求められる必要条件を満たすことを証する書類を監督官庁に提出し、審査を受け、設立の認可を

表3 企業年金保険料率

男	女	調整賃金に対する保険料率
25~34歳	25~31歳	7%
35~44歳	32~41歳	10%
45~54歳	42~51歳	15%
55~65歳	52~62歳	18%

受け、登録される。

LPPは高齢化時代における所得保障制度のもっとも有効な手段としてその働きが期待されているが、例えば、給付の種類一つとっても、企業年金で遺族年金や障害年金を給付する例は稀であり、問題は余りに多くかつ複雑であり、実験に入ったばかりであり、その今後の動きを注目したい。

(注)

- 1) OECD, *Social Expenditure 1960-1990, problems of Growth and Control*, OECD, 1985 および OECD, *Financing and Delivering Health Care A Comparative Analysis of OECD Countries*, OECD, 1987.
- 2) スイス、ユニオン銀行『1988年版数字で見たスイス』 Union Bank of Switzerland, Zurich, 1988.
- 3) 例えば、Ralph Segalman, *The Swiss Way of Welfare Lessons for the Western World*, Praeger, 1986 によれば、スイス式福祉制度はこのはしがきで述べたような視点において、アメリカやヨーロッパで注目されている。
- 4) Jean-François Charles, *Social Security in Switzerland: Main Features of the Schemes and Current Problems* (Report on Swiss Social Insurance made to the Twenty-first General Assembly of the International Social Security Association, Geneva, October 3-13, 1983 Bern, Federal Social Insurance Bureau この報告書については、当時の在ジュネーブ日本政府代表部一等書記官井口直樹氏(現在厚生省年金局企画課長補佐)のデータを up to

- date 化した翻訳・解説が次の通り行われている。
井口直樹訳・解説「スイス連邦社会保険庁次長
ジャン・フランソワ・シャルル スイス社会保
障の特徴と問題点」『週刊社会保障』No. 1343
(昭 60. 8. 19) および No. 1344 (昭 60. 8. 26)
- 5) Arnold Sacher, *Die Soziale Sicherheit in der Schweiz*, 1963, Paul Haupt Berne (春見・佐
口訳「アーノルド・ザクサー元連邦社会保険局
長著『スイスの社会保障制度』1974年, 光生館」
の pp. 3-4)
- 6) 注4)に同じ
- 7) Pierre-Yves Greber, *Droit Suisse De La Sécurité Sociale Avec un aperçu de théorie générale et de droit international de la sécurité sociale*, Réalités Sociales, Lausanne, 1982, p. 225.
- 8) 注4)に同じ
- 9) 注7)の p. 231
- 10) 注7)の pp. 235~7
- 11) 注3)の p. 72
- 12) 同上
- 13) 注3)の p. 162
- 14) とくに断らない限り、この部分は主として注3)
の pp. 73~74 によって1982年現在の実態をと
らえ、それを『週刊社会保障』No. 1433 (昭和
62年5月18日) pp. 44~45 「先進諸国の年金制
度の概要」(これは1986年改訂後の実態の紹介
と思われる)による情報によって修正したもの
である。また、注7)の資料によりスイス社会保
険法令集の AVS/AI 部分を参照した。
- 15) 注4)の No. 1343, p. 46.
- 16) 雇用労働者の保険料率は1986年に0.2 パーセン
トポイント (9.6%→9.4%) 引き下げられた。
同じ引き下げが自営業者にも適用されたであろ
うから、1986年現在ではこれは7.6パーセント
と改訂されている可能性があると思われる。も
っとも、注3)資料の p. 73 によると、1982年時
点では、自営業者の保険料率は雇用労働者のそ
れと同じ9.6パーセントであった。両者の保険
料率の定め方は近年は流動的である。したがっ
て、1986年改訂以降の自営業者の保険料率は不
確実であることをお断りしておく。
- 17) これも注15)と同じ資料による1985年現在のも
のである。もっともこれは1982年時点でも同じ
額であったので、かなりの期間据え置かれてお
り、1986年以降も変更ないものと想像される。
- 18) 注7)の p. 240
- 19) 週刊社会保障 No. 1433 (昭和62年5月18日),
p. 44 「特別資料先進諸国の年金制度の概要⑦一
公的年金、企業年金等の18カ国情報—スイス」
- 20) 主として注3), 4), 7), 19)による。